

広島県選挙管理委員会告示第五十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十二年十二月十六日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

選挙区	三分の一の数
広島市中区	三五、〇七四
広島市東区	三二、二二四
広島市南区	三七、一三一
広島市西区	四九、三六〇
広島市安佐南区	五九、三〇五
広島市安佐北区	四一、四二七
広島市安芸区	二〇、九八四
広島市佐伯区	三六、四〇八
呉市	六七、九八九
竹原市豊田郡	一〇、六九一
三原市世羅郡	三二、九一一
尾道市	四一、二二二
福山市	一二五、五五〇
府中市神石郡	一五、四一〇
三次市	一五、八五四
庄原市	一一、五一七
大竹市	八、〇九三
東広島市	四七、二三六
廿日市市	三二、〇一七
安芸高田市	八、九四九
江田島市	八、〇〇四
安芸郡	三一、五五五
山県郡	七、七四三